

激甚災害により被災した文化財の災害復旧に係る文化財補助金の補助率について

平成 28 年 11 月 1 日
文化庁長官決定
令和 2 年 4 月 1 日
令和 7 年 4 月 1 日
改 正

重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項（昭和 54 年 5 月 1 日文化庁長官裁定）、歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項（平成 27 年 4 月 1 日文化庁長官決定）、重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項（令和元年 12 月 13 日文化庁長官裁定）において、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年 9 月 6 日法律第 150 号）に基づき指定された激甚災害により被災した文化財の災害復旧事業として行われる場合の補助率については、下記のとおりとする。

記

1. 次の（1）～（4）に掲げる全ての条件を満たす場合は、2. の通り補助率の加算を行う。
 - (1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、政令で定める基準に該当する都道府県または市町村に所在する文化財の災害復旧事業を行う。
 - (2) 次のいずれかに該当する場合。
 - ①文化財の所有者が国であり、文化財保護法第 172 条第 2 項に基づき、地方公共団体が管理団体・管理責任者となっている場合
 - ②文化財の所有者が個人である場合
 - (3) 事業予定総額が相当高額であり、(2) ①に掲げる場合にあっては地方公共団体の負担が相当困難と認められる場合、(2) ②に掲げる場合にあっては個人の負担が相当困難と認められる場合。
 - (4) 対象となる文化財の活用見込みがある場合。
2. 1. の場合における補助率は、災害復旧に係る文化財補助金の補助率について（平成 10 年 11 月 20 日文化庁長官裁定）の定めに基づき算出した上で、さらに、1. (2) ①に掲げる場合にあっては 5 % を、1. (2) ②に掲げる場合にあっては最大 5 % まで加算した率とする。
ただし、いずれの場合であっても補助対象経費の 90 % を上限とする。